

第 2 1 回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 1 0 分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第 1 会議室 (3 階)

3 出席者

(1) 委員

揖斐潔委員長，鵜飼祐充委員，奥村繁子委員，海道宏実委員，知見康代委員，辻利律子委員，中島文男委員，橋本修明委員，山崎麗子委員 (五十音順，以上 9 人出席)

欠席 青山直弘委員，榎美保委員

(2) 事務担当者

大村裁判官，森事務局長，大森首席家裁調査官，坂本首席書記官，勝田次席家裁調査官，石橋事務局次長，海住総務課長，竹澤訟廷管理官，小林総務課課長補佐，山田庶務係長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 成年後見制度の説明及び成年後見申立事件の統計説明

(3) 成年後見制度の広報活動についての説明

(4) DVD 視聴 (「成年後見」 ~ 利用のしかたと後見人の仕事 ~)

(5) 申立手続や後見事務の説明についての実情紹介

(6) ア 第三者後見人 (人数，割合等) についての統計説明

イ 報酬の実情説明

ウ 市民後見制度の概要，県や各市町の市民後見人制度の実情説明

(7) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

平成26年6月20日(金)午後1時30分から

「家事事件手続法施行後の家事調停について」

(別紙)

意見交換の要旨

(:委員, :委員長, :事務担当者)

- : 成年後見申立てに鑑定料5万円が必要な場合があるとされていますが、利用者にとっては鑑定料5万円がネックになる場合もあり、鑑定が必要かどうかの運用基準があれば教えてください。
- : 例えば、成年後見申立ての場合で、事故や病気などで植物状態にある場合や裁判所職員による面接で簡単な質問にも答えられない状態である場合など、被後見人が後見状態に当たることが明らかな場合には鑑定を省略する場合があります。
- : 平成24年の統計では、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したのは全国で約1割でした。
- : 福井家庭裁判所本庁における鑑定実施率は、全国と同じくらいなのでしょうか。
- : 大体同じであると思われます。
- : 認知症であるとの診断書と鑑定が不要であるとの医師の意見があれば、鑑定はしないということになるのでしょうか。
- : 鑑定が不要であるとの意見があったとしても、裁判所において必要であると考えれば鑑定を行います。
- : 私の父が病気になった時、父名義の預貯金等の引き出しについて、金融機関に相談に行ったところ、窓口職員から、「名義人ご本人が窓口に来られなくなった時点で、またお越しくください。その際に詳しくお話しします。」と言われた記憶があります。
- : 金融機関の窓口等の担当者の成年後見制度の手続説明の内容、程度によって、手続利用を考えている方の受け取る印象にかなりの違いがあるようです。

そこで、金融機関等の担当者から、うまく家庭裁判所へ案内していただける

ように、金融機関の窓口担当者や医療機関の事務担当者を対象に成年後見制度の審判手続の流れや費用等についての説明会を実施してきました。

： 潜在的に保護を要する対象者が数多くいる中で、その一部しか申立てに至っていないようですが、これは、保護を要する状態になったらその全員が成年後見制度を利用するというのではなく、必要な状況に迫られなければ成年後見等の申立てをしないというのが実情なのでしょうか。実際に皆さんの周りには成年後見制度というものが十分浸透しているのでしょうか。

： 私の年代からすると身につまされる感がありますが、私の周りを見渡してみても、成年後見制度を利用している者はいないようです。成年後見制度という言葉を目にするにはありますが、あまり知られていないと思います。

： 私の配偶者もホスピスに入っておりますが、これまでのところ成年後見制度を利用しようと考えたことはありません。

： 成年後見制度利用の必要性を感じていないということでしょうか。

： 私は昨年まで消費者相談の担当をしまして、相談者の両親に成年後見制度の利用を勧めたことがありましたが、相談者からは、「うちの親はまだまだ大丈夫ですから、制度を利用する必要はありません。」と言われました。成年後見制度の利用を勧めた相談者のほとんどから、利用する必要がないとの答えが返ってきて、成年後見制度を利用することに抵抗があるように感じました。

： どのようなところに抵抗がありそうですか。

： ある相談者の両親は何度も騙されて契約してしまっていたのですが、認知症は一時的なものだから利用するまでもないとか、この制度は何か特別な人が利用するものであると思われるようでした。

： その相談者が成年後見制度を利用していれば、両親を守ることができたのではないかということでしょうか。

： そうです。その人のために契約を解除しようとしても、成年後見制度を利用していないために、判断能力が欠けていることが証明できないことから、契約

の解除に至らなかったケースもあります。成年後見制度の正しい理解ができていればこのようなことはなかったと思います。

： 成年後見という言葉しか一般的に広まっていないような感があり，もう少し能力があるというような場合には，中間的な制度である保佐や補助の利用も考えられますが，これらの制度はあまり知られていないのでしょうか。

： 保佐や補助という制度は，あまり知られていないと思います。

： その様な現状に対して，効果的な広報活動があるのではないかと御意見はありますか。

： 消費者問題，高齢者問題及び精神障害者問題の講演に行く機会があるのですが，成年後見制度のことを初めて知ったという方もいますし，お金が無いので申立てできないという話をする方もいます。また，成年後見制度を利用すると，どのようなメリットがあるのかという質問を受けることがあります。「この制度を利用すれば，こんなメリットがあるのですよ」ということを具体的に示す広報戦略もあってはいいのではないかと思います。

： 最近，高齢者にエンディングノートというものが流行っていますが，そのノートに関連させて後見制度のPRをするのはどうでしょうか。

： 裁判所は，民生委員や介護サービスに従事する方などに対して広報の働き掛けはしているのでしょうか。

： 直接，民生委員に広報の働き掛けをしたことはありませんが，説明会等の受講者に民生委員が含まれていたということはあるようです。

： マーケティングによって，申立ての必要性の傾向を知る必要があるのではないのでしょうか。また，自治体には高齢者や障害者についての相談を受ける担当部署がありますが，そういった部署に広報の働き掛けをしてみてもどうでしょうか。

： リーフレットは，県内の各自治体，地域包括支援センター，法務局，社会福祉協議会，日本司法支援センター，弁護士会，司法書士会，社会福祉士会，税

理士会等に送付していますが、特定の担当部署や窓口に送付することは行っていません。

： 更にリーフレットの配布先として、どこが考えられるでしょうか。

： 銀行や高齢者及び障害者が入る施設に直接送付し、その担当責任者に成年後見制度を理解してもらえば効果があるのではないのでしょうか。

： コミュニティセンターや公民館は、幅広い年代層の地域住民が利用し、いろいろな相談窓口の会場になることもあるので、そのような場所でも広報活動をしてみてはどうでしょうか。

： 家族に障害者等がいる人たちの負担が少しでも軽くなるように、直接市役所や社会福祉協議会等に出向かなくても、制度の利用が必要な人が家にいながらリーフレット等を手にすることができるような配布方法を検討してほしいと思います。

： 裁判所から特定の個人にあてて一通ずつ郵送するというのは難しいでしょうが、施設単位での配布だけでも助かるのではないかと思います。また、今回見せていただいたDVDも分かりやすいものでしたので、DVD上映とあわせて施設ごとに制度説明会をしていただければ、より分かりやすいと思います。

： 一般の方々は、成年後見制度の内容を十分知らないと思いますので、成年後見制度を利用することで、このようなメリットがあるということをアピールするための広報先の拡大や、それが隅々に行き渡るような広報活動の必要性があるのではないかと思います。

： 市民後見人はどのような方がやられているのでしょうか。また、その市民後見人の候補者となる方々の団体の会合に合わせての広報活動というのは考えられないのでしょうか。

： 市民後見人養成講座の受講者には、一般の方もいれば、民生委員、地域包括支援センターの支援員、社会福祉士、実際に施設で働く福祉に関連している方がおられると聞いています。ある自治体の市民後見人養成講座には、合計35

時間程度のカリキュラムが組まれており，半年弱の期間を要するとのこと。

： 他の委員が発言されたように，成年後見人を選任することでこのようなメリットがあると明確に書かれているリーフレット等による説明があればもっと利用が増えるのではないかと思います。

また，市民後見人養成講座については，福祉に関連する者を対象に募集するだけでなく，テレビや新聞などの一般メディア等も利用して受講者募集の拡大をしてもらえば，成年後見制度の広報的な意味合いも兼ね備えることができると思います。